

地域を愛し、安全で安心な医療を提供します。

医療法人 松翠会

森園病院 通所リハビリテーション



通所リハビリテーションとは？

通いでリハビリテーションを受けられる介護保険サービスです。
医師の指示のもと専門スタッフによるリハビリテーション
を受けることができます。

通所リハビリテーション

(短時間通所リハビリテーション)

ご利用の手引き

ご利用の対象となる方

- 介護保険の認定を受けている方
- 主治医から通所リハビリテーションが必要と認められている方
- 薩摩川内市内にお住まいの方

森園病院 通所リハビリテーション

住所：薩摩川内市大小路町19-38 TEL：0996-23-3125

もくじ



P1~P2

1. ご利用の相談・お申込み・ご利用開始までの流れ

P3

2. サービス提供について

3. 通所リハビリテーションの流れ

P4

4. 利用料金について

P5

5. サービス利用料金の請求、お支払について

6. ご利用上の留意事項

P6

7. 通所リハビリテーションの卒業について

1. ご利用の相談・お申込み・ご利用開始までの流れ

①ご利用についての相談・お申込み

まずは、ご利用者様を担当するケアマネージャーにご相談下さい。事業所に直接お問い合わせいただいても結構ですが、お申込みはケアマネージャーを通じての受付とさせていただきます。



②見学予定日の調整

- ご利用前の施設見学も可能です。
- 見学当日はご利用者様本人、ご家族様のいずれかのみであっても結構です。
- 見学時にご説明等させていただきます。



③かかりつけ医療機関主治医への受診

- ご利用を希望される場合は、主治医(かかりつけ医)を受診していただき、健康状態やリハビリテーションの必要性・利用可能かを確認してください。
- 了解が得られましたら、当院の受診をしていただきます。
- かかりつけ医を当院へ移される場合は、かかりつけ医にて「診療情報提供書」の作成が必要となります。「診療情報提供書」をご持参の上、当院の受診をしていただきます。(作成には文書料がかかります)

注) 了承が得られなかった場合はサービスをご利用することはできません。

※ 診療情報提供書の作成には日数を要することが考えられますのでお早目に受診し依頼をしてください。

<診察代について>

※ 他院がかかりつけ医療機関の場合: 当院診察代はかかりません。

※ 当院へかかりつけ医療機関を移す場合・当院がかかりつけ医療機関の場合: 指示書・計画書作成のために初回のみ診察代がかかります。

注) 3か月に一度、計画書作成月に診察をしていただきます。介護保険に関する診察の場合、基本的に診察代はかかりませんが、お薬や診察を依頼する時は、診察代がかかります。

④必要書類の提出(当院へ担当ケアマネージャーが代行して提出します)

次の書類を用意して担当ケアマネージャーにお渡しください。

- ① 介護保険被保険者証(写し)
- ② 負担割合証



⑤重要事項の説明と利用契約の締結

- 通所スタッフ(理学療法士・作業療法士等)が利用者様のご自宅に伺い、重要事項(サービスの内容、利用料金等)の説明を行います。
 - 説明の内容に同意いただければ契約の締結をさせていただきます。
 - 契約時には「重要事項説明書」と「サービス利用契約書」をお渡します。
- ※ 通所リハビリテーションは、ご自宅以外の場所で契約手続きを行った場合、利用開始日より1ヶ月以内の期間にご自宅にお伺いします。(必須)



⑥事前訪問調査・サービス担当者会議(可能であればご自宅で)

- 事前訪問調査では、生活、家屋、身体状況や介護の様子などの確認を行います。
 - リハビリテーションの日時(初回利用日、曜日、回数、時間帯)の最終的な確認、調整を行います。(出来る限り利用者様の希望に添うような日時で調整致します。)
- ※ 可能な限り、ご家族様・担当ケアマネージャーの同伴、他サービス事業者の方も同伴していただき、相互の連携や情報交換の場となるよう、ご協力をお願いしております。



⑦リハビリテーションの開始

- 担当ケアマネージャーが作成した居宅サービス計画書(ケアプラン)の内容に沿って、また利用者様やご家族様等のご要望を参考にリハビリテーション計画書を作成します。
- 利用者様(ご家族様)にリハビリテーション計画書の内容を説明します。
- 説明の内容に同意いただければ、リハビリテーションを開始いたします。

2. サービス提供について

■リハビリテーション提供時間

月曜日～金曜日：9:00～17:30、土曜日：9:00～12:30

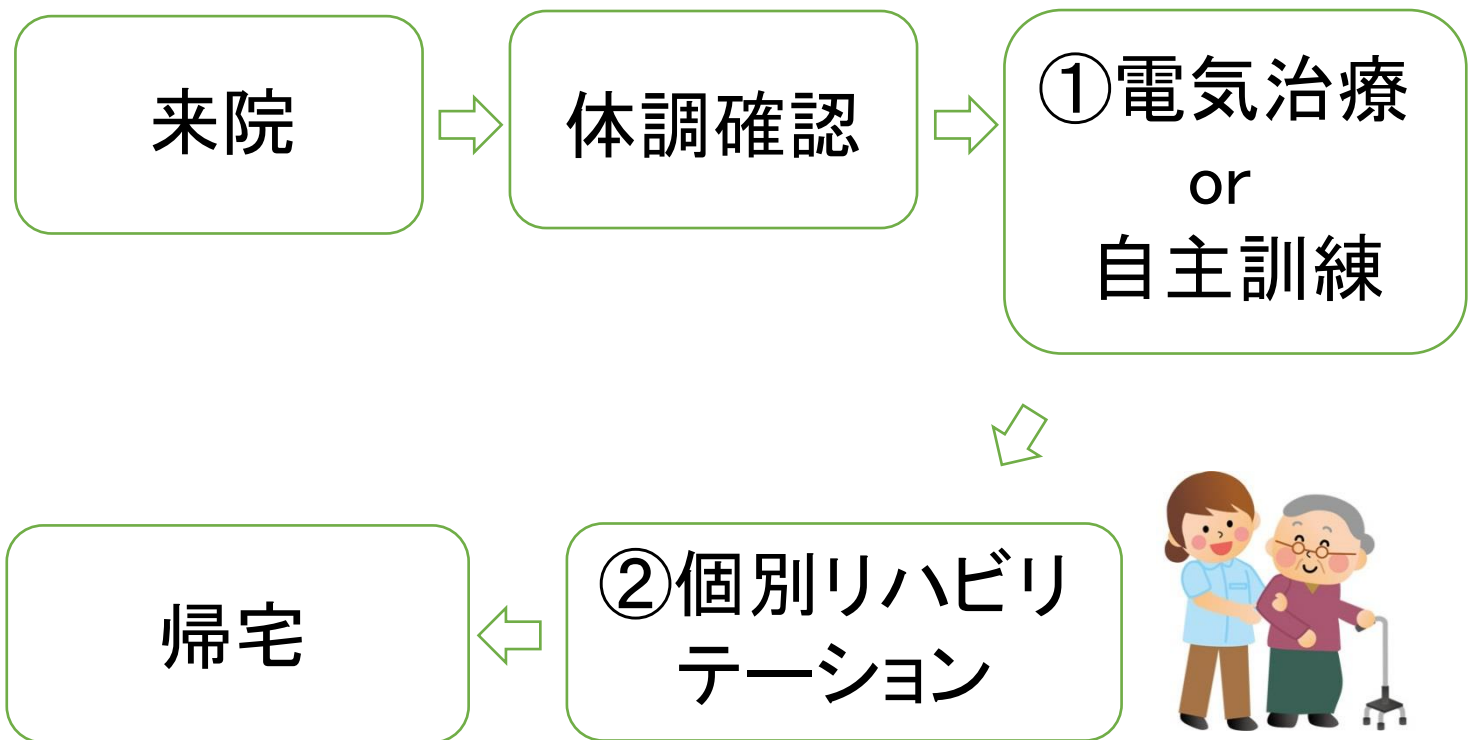
休業日：日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3) お盆休み(8/15)

・リハビリテーション及び物理療法の時間を含め、1時間以上2時間未満となっています。

■送迎について

送迎は行っておりませんので、公共交通機関もしくはご家族様での送迎でお越しく下さい。

3. 通所リハビリテーションの流れ



※ ①・②の順番は変更になる場合があります。

4. 利用料金について

■ご利用料金

介護区分	基本料金		ご利用回数を目安
	1割負担の方	2割負担の方	
要支援1	2,053円/月	4,106円/月	週に1回程度
要支援2	3,999円/月	7,998円/月	週に2回程度
要介護1	366円/1回	732円/1回	週に1～4回 ※希望や必要性に応じての回数となります。
要介護2	395円/1回	790円/1回	
要介護3	426円/1回	852円/1回	
要介護4	455円/1回	910円/1回	
要介護5	487円/1回	974円/1回	

下記の算定項目については、ご利用開始時及び算定する際にご案内いたします。
(1割負担の場合)

<共通>

- ▲科学的介護推進体制加算 40円/月
- ・口腔機能向上加算Ⅱ 160円/回(原則3月以内、月2回を限度)
- ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5円/回(6月に1回)
- ・栄養改善加算 200円/回

<要介護>

- 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円/1回
:1週間に2日以上40分のリハビリテーション実施
- 送迎減算 片道につき -47円
- ・リハビリテーションマネジメント加算(1月につき)

(A)イ [6月以内]	560円	[6月超]	240円
□ [6月以内]	593円	[6月超]	273円
(B)イ [6月以内]	830円	[6月超]	510円
□ [6月以内]	863円	[6月超]	543円

<要支援>

- ・運動機能向上加算 225円/月
- ・12月超利用の減算
要支援1 -20円/月
要支援2 -40円/月

※ 介護予防通所リハビリテーションにおいては、送迎を実施しない場合でも基本報酬を算定することになります。(介護報酬改定vol.4より)

※ 令和3年4月現在では、「●印」の付いている点数項目のみ算定予定です。

▲科学的介護推進体制加算は5月からの算定予定となっています。
記載してある項目は今後体制が整い次第、算定していく予定です。

5. サービス利用料金の請求、お支払について

■ サービス利用料金の請求、お支払い

- ・ 毎月15日までに前月分の請求書をお渡しいたしますので、お支払いは月末締めの上翌月18日までにお支払い下さい。
- ・ 杖先ゴム等の物品等の料金についてはその都度徴収させていただきます。
注) 受付ではなく、リハビリテーション室でのお支払いとなります。

6. ご利用上の留意事項

■ ご利用時の服装について

動きやすい格好・靴でお越しください。

■ 感染症について

- 他者への感染の恐れのある疾患等がある場合や、体調不良が認められる場合には、サービスの中止・内容の変更・中断をすることがあります。(当日の利用料金はいただきません)
- サービス利用中に体調不良となり、サービス内容が変更・中断した際に、サービスに位置づけられた内容が実施されている場合は利用料金が発生します。

■ ご利用中の急変について

ご利用中の急変時には、ご家族へのご連絡の前に当院の外来診療を受診していただく場合があります。

また、状況に応じて救急搬送の依頼をする場合があります。

■ キャンセル(お休み)について

キャンセルのご連絡は、原則ご利用日前日の午後5時までにお願ひします。尚、体調が急変した場合には、ご利用1時間前までにお知らせください。

※当事業所ではキャンセル料は頂きません。

※ご連絡なくお休みされた場合、確認のためにこちらからご連絡いたします。

7. 通所リハビリテーションの卒業について



■通所リハビリテーションの卒業

- リハビリテーションの目標達成(卒業)が近付いてきましたら、ご利用者様(ご家族様)とケアマネージャーに卒業の時期についてご相談いたします。
- 卒業にあたってはケアマネージャーや他の居宅サービス事業者等と連携して、ご利用者様に必要な援助をさせていただきます。
- ご利用終了後も相談窓口を設けておりますので、心身に不安などがございましたらお気軽にご相談下さい。(連絡先:0996-23-3125)

一口メモ

「通所リハビリテーション」か「訪問リハビリテーション」か？

介護保険のリハビリテーションは、通所によるリハビリテーションが基本です。通所によるリハビリテーションを受けることができない場合や、通所によるリハビリテーションのみでは家屋内での日常生活動作の自立が困難な場合に、家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合については訪問によるリハビリテーションが提供されます。

医療法人松翠会 森園病院

森園病院 通所リハビリテーション

(事業所指定番号:鹿児島県指定 第 4671500942 号)

〒895-0065 鹿児島県薩摩川内市大小路町19-38

☎0996-23-3125

<営業日>

月曜日～金曜日/9:00～17:30、土曜日/9:00～12:30

※日曜、祝日、お盆休み(8/15)、年末年始(12/31～1/3)を除く。